

仕様書			作成年月日	令和8年9月4日
			仕様書番号	糧一5
件名	かまど、撤去および設置	作成	座間駐屯地業務隊補給科糧食班	

1 全般

本仕様書は、「かまど、ガス、回転式、54L」の撤去及び設置について定める。

2 役務実施場所

神奈川県相模原市南区新戸2958番地 陸上自衛隊座間駐屯地

3 対象器材

製造会社：服部工業株式会社

型 式：GHSL4-35

数 量：2EA

4 実施内容

- ・既設の「かまど、ガス、回転式、54L」（以下、「かまど」とする。）2基の撤去
- ・撤去したかまどの駐屯地内指定場所までの運搬
- ・新規購入のかまど2基を官側指定場所から設置場所への運搬
- ・設置後の動作点検

5 実施時期

令和8年11月の、1，3，7と8日のいずれか1日間で実施

6 一般事項

- (1) 本役務実施にあたり、仕様書による他、各種法令を遵守するものとする。
- (2) 本役務実施にあたり仕様書と相違または明示のない事項がある場合官側と協議するものとする。
- (3) 役務実施にあたり施設又は人員等に損害を与えた場合請負側が速やかに現状回復及び賠償を行うものとする。
- (4) 完了検査合格後、作業上の不備または欠格等が発見された場合請負側がその責を負う。
- (5) 入門に際し官側の指示に従うものとする。
- (6) 検査については、契約担当官等が定める検査要領による。

7 特記事項

- (1) 請負業者は、役務実施の1週間前までに入門手続きに必要な事項を官側に通知する。
- (2) 天候等又は米軍による入門制限等官側及び役務実施業者に起因しない理由により役務履行の一部または全部が不可能な場合協議するものとする。
- (3) 厨房入り口の幅が90cmのため、撤去及び設置については困難を要するため、かまど及び対象器材への精通、専門的な技術のほか、必要な事前確認を実施する必要がある。
- (4) 設置及び撤去における器材破損等の瑕疵行為があった場合、座間駐屯地業務隊、器材納品業者及び役務業者間で3者協議するものとする。
- (5) 設置用のかまは、官側の指定場所において引き渡す。